

## 千葉県私立高等学校等学び直し支援金事務処理要領（第2版）

### まえがき

この要領は、千葉県私立高等学校等学び直し支援金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第7条の規定に基づき、本事業の事務手続き等に関し、必要な事項を定める。

千葉県総務部学事課

平成28年4月制定  
平成30年7月改正

## 【目次】

### 第1章 高等学校等学び直し支援金制度の概要

1. 制度の趣旨・目的	1
2. 対象となる私立高等学校等	1
3. 交付対象	1
4. 支給期間	2
5. 受給資格認定	2
6. 支給額	2
7. 所得に応じた支給（所得制限及び加算基準の設定）	3
8. 収入状況の届出	3
9. 学び直し支援金の支払の一時差止め	3
10. 受給資格の消滅	4
11. 休学による支給停止・支給再開	4
12. 学び直し支援金の支給方法	4
13. 学び直し支援金の支払	4
14. 留意事項	4

### 第2章 学び直し支援金の支給に係る事務

1. 受給資格認定	6
2. 所得制限基準、加算支給基準に該当することの判定	8
3. 収入状況の届出、支払の一時差止め	1 2
4. 受給資格消滅の通知、支給実績証明書	1 3
5. 休学に伴う支給停止、再開	1 4
6. 学び直し支援金の交付決定及び変更交付決定	1 5
7. 学び直し支援金の実績報告、学び直し支援金の額の確定	1 5
8. 学び直し支援金の支給（代理受領、授業料との相殺）	1 6

参考資料 各種様式

## 第1章 高等学校等学び直し支援金制度の概要

### 1. 制度の趣旨・目的

千葉県は、私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等を中途退学した者が、再び千葉県内に所在する私立高等学校等で学び直す場合は、就学支援金支給期間である36月（定時制・通信制は48月）を経過後も、卒業までの期間、継続して千葉県私立高等学校等学び直し支援金（就学支援金に相当する額。以下「学び直し支援金（※1）」という。）を支給する。

※1 就学支援金とは別の制度です。

### 2. 対象となる私立高等学校等

学び直し支援金の交付対象となる私立高等学校等は、千葉県私立高等学校等就学支援金の対象校と同じであり、千葉県内に所在する私立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、専修学校高等課程又は各種学校であって国家資格者養成施設（※1）の指定を受けているもの及び各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示（※2）で定めるもの。

※1 対象となる国家資格者養成施設

- 理容師養成施設及び美容師養成施設のうち法令に基づき学校教育法第57条に規定する者（高等学校入学資格者）を入所させるもの
- 准看護師養成所
- 調理師養成施設
- 製菓衛生師養成施設

※2 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「規則」という。）第1条第1項第4号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件（平成22年文部科学省告示第82号）

### 3. 交付対象

学び直し支援金の交付対象は、2で掲げた私立高等学校等に在学し、以下の①～⑦の全ての要件を満たす生徒等のうち、知事による受給資格の認定を受けた者（以下「受給資格認定者」という。）に代わって学び直し支援金を受領する設置者（※1）とする。

※1 交付要綱第3条の規定により、学び直し支援金の受領及び受領に必要な手続きについては、私立高等学校等の設置者が生徒等の委任を受けて行うことになる。

- ① 日本国内に住所を有する者
- ② 高等学校等（修業年限3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- ③ 法第3条第2項第2号に該当する者（高等学校等に在学した期間が通算して36月を超える者（定時制及び通信制は48月））

※ ただし、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、規則第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者（就学支援金の支給上限単位数を超えた者）については、この要件を適用しない。

- ④ 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者（就学支援金（新制度）の対象者であった者（※）に限る。）

※ 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の

一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は所得制限に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（所得制限に該当することを予測して受給資格の認定申請を行わなかった者を含む。）をいう。したがって、新制度に移行することのなかった旧制度対象者（公立高校授業料不徴収制度の対象者を含む。）は、学び直し支援金の支給を受けることができない。

⑤ 高等学校等を退学したことがある者

※ ここで言う「退学」とは、単に「退学」の事実があればよく、転学に類する退学も含まれる。旧就学支援金制度（平成26年4月改正前）と新就学支援金制度（平成26年4月改正後）の適用関係においては、旧制度対象者が「転学」や「それに類する退学・編入学」をした場合は、「引き続き高校等に在学する者」として旧制度の対象となることとしているが、この考え方と異なることに注意。

⑥ 学び直し支援金の支給を受けた期間が通算して24月未満である者

⑦ 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に規定する所得制限に該当しない者）

#### 4. 支給期間

学び直し支援金の支給期間は、最大で24月とする。

※ 就学支援金制度においては、全日制の支給期間が36月であるのに対して、定時制及び通信制は48月とされているが、本制度においては、対象となる私立高等学校等全てについて24月とする。

#### 5. 受給資格認定

学び直し支援金の支給を受けようとする生徒は、就学支援金制度（新制度）と同様に、「千葉県私立高等学校等学び直し支援金受給資格認定申請書（様式第1号）」に保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「政令」という。）第1条第2項に規定する保護者等をいう。）の道府県民税及び市町村民税所得割額を証明する書類（以下政令第1条第2項に規定する道府県民税及び市町村民税所得割の額を明らかにすることのできる市町村（特別区を含む。）の長の証明書その他の書類をいう。）を添付して、その在学する私立高等学校等（同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、その選択した一の高等学校等の課程（※））の設置者を経由して県に提出し、その認定を受けなければならない。

※ 私立高等学校と私立専修学校高等課程の両方（いずれも千葉県私立高等学校等学び直し支援金の対象となる私立高等学校等）に在学する場合は、当該生徒の選択により、いずれか1校の授業料に対する学び直し支援金を支給する。

※ 千葉県私立高等学校等学び直し支援金の交付対象となる私立高等学校等と他の学び直し支援金の対象となる高等学校等の両方に在学する場合は、両方の学校で学び直し支援金を併給することはできない。

#### 6. 支給額

##### （1）支給額及び支給限度額

学び直し支援金の支給額は、法第6条の規定に基づき支給される就学支援金に相当する額であり、具体的には、支給対象私立高等学校等の授業料の月額に相当する額（支給限度額を超える場合は、支給限度額）となる。各学校種の月額の支給限度額は9,900円とする。（基礎額であり、別途対象者には加算支給の適用がある。）

なお、就学支援金制度においては、1単位あたりの授業料を設定している場合は、別途1単位あたりの支給限度額を設けているが、本制度においては、1単位あたりの支給限度額は

設けず、定額授業料の場合の支給限度額と同じ額としている。また、通算の支給上限単位数（74単位）及び年間の支給上限単位数（30単位）についても設定していない。

## （2）授業料債権への充当

学び直し支援金の額は、授業料の月額に相当する額（支給限度額を超える場合は、支給限度額）であり、設置者が有する受給権者の授業料に係る債権（以下「授業料債権」という。）の額となる。したがって、授業料減免等により、授業料の一部又は全部が免除され、授業料債権そのものが減額又は消滅している場合は、授業料減免後の授業料債権の額が学び直し支援金の額となる。

また、授業料債権そのものを減じる授業料減免事業は、学び直し支援金の支給とは言えず、補助対象とはならない。学び直し支援金は、あくまで、授業料債権が生じていることが確認でき、その弁済に充てるために支給するものに限る。

## 7. 所得に応じた支給(所得制限及び加算基準の設定)

就学支援金制度（新制度）と同様に、所得制限及び加算基準を設けている。

私立高等学校等の生徒のうち、保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない生徒については、所得制限により、学び直し支援金の支給対象とはならない。

また、特に保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者については、所得に応じて、学び直し支援金の額を1.5倍～2.5倍した額を上限として加算支給が適用となる。所得確認の基準は、世帯構成を考慮した基準である道府県民税及び市町村民税所得割額により判断する。

<学び直し支援金の支給限度額等一覧（加算支給反映あり）>

支給限度額等	保護者等の道府県民税及び市町村民税所得割額	世帯年収の目安（参考）
所得制限	507,000円以上	910万円以上程度
支給限度額	257,500円以上 507,000円未満	590～910万円未満程度
支給限度額の1.5倍	85,500円以上 257,500円未満	350～590万円未満程度
支給限度額の2.0倍	100円（※）以上 85,500円未満	250～350万円未満程度
支給限度額の2.5倍	0円（非課税）	250万円未満程度

※ 実際の税額の算定においては、100円未満の端数は切捨てとなり、道府県民税及び市町村民税所得割額が1～99円となることはない。この場合、道府県民税及び市町村民税所得割額は非課税となるため、課税証明書等の内訳において1～99円と記載されている場合であっても、2.5倍加算の対象となる。

## 8. 収入状況の届出

受給資格認定者に係る所得確認については、就学支援金制度（新制度）と同様に、学び直し支援金の支給が停止されている場合を除き、受給資格認定者が、毎年度、千葉県が別に定める日までに、課税証明書等を添付した「保護者等の収入の状況に関する事項」に係る届出書（様式第1号）を、設置者を經由して千葉県に提出しなければならない。

また、受給資格認定者である生徒（学び直し支援金の支給が停止されている者を除く。）は、保護者等について変更があったときは、収入状況届出書等を、支給対象私立高等学校等の設置者を經由して、速やかに千葉県に提出しなければならない。ただし、既に保護者等の課税証明書等を提出している場合は、当該課税証明書等を添付する必要はない。

## 9. 学び直し支援金の支払の一時差止め

千葉県は、就学支援金制度（新制度）と同様に、受給資格認定者である生徒が、正当な理由

がなく収入状況の届出をしないときは、学び直し支援金の支払を一時差し止めることができる。

## 10. 受給資格の消滅

学び直し支援金の支給は、受給資格認定申請のあった月（月の初日に在学している場合に限る。）から始まり、受給事由が消滅（卒業、中退、転学、所得制限等）した月に終了する。

設置者は、生徒の受給資格が消滅した場合は、「千葉県私立高等学校等学び直し支援金受給資格消滅者一覧」（様式第8号）を作成し、県に報告しなければならない。

## 11. 休学による支給停止・支給再開

受給資格認定者が休学し、学び直し支援金の支給の停止を希望する場合は、就学支援金制度（新制度）と同様に、受給資格認定者である生徒が「千葉県私立高等学校等学び直し支援金の支給停止申出書（様式第15号）」を作成し、設置者を經由して県に提出しなければならない。

また、復学により、学び直し支援金の支給の再開を希望する場合は、就学支援金制度（新制度）と同様に、受給資格認定者である生徒が「千葉県私立高等学校等学び直し支援金の支給再開申出書（様式第17号）」を作成し、設置者を經由して県に提出しなければならない。

生徒が就学支援金の支給停止を申し出た場合、当該申出の日の属する月の翌月から、復学して支給再開を申し出た日の属する月まで学び直し支援金の支給は停止され、当該休学期間は学び直し支援金の支給期間に算入されない。

## 12. 学び直し支援金の支給方法

就学支援金制度（新制度）と同様に、設置者による代理受領方式によるものとする。従って、学び直し支援金に係る交付申請や実績報告などは、生徒等の委任に基づき、設置者が自己の名において「千葉県私立高等学校等学び直し支援金交付申請書（交付要綱第1号様式）」、「千葉県私立高等学校等学び直し支援金変更交付申請書（交付要綱第2号様式）」、「千葉県私立高等学校等学び直し支援金実績報告書（交付要綱第3号様式）」を作成し、県に提出することとなる。

千葉県は上記申請書等の内容を審査の上、設置者を名宛人として、交付決定や額の確定を行う。設置者は、千葉県から生徒に係る学び直し支援金の交付決定や額の確定の通知を受けたときは、速やかに生徒に通知し、また、学び直し支援金の交付を受けたときは、速やかに生徒の授業料債権に充当するものとする。

## 13. 学び直し支援金の支払

学び直し支援金の交付は、原則として交付すべき学び直し支援金の額を確定した後に行うものとする。ただし、千葉県が必要と認める場合は、学び直し支援金の全部又は一部について概算払いすることができる。

学び直し支援金の概算払いを受けようとする設置者は、「千葉県私立高等学校等学び直し支援金概算払請求書（交付要綱第5号様式）」を千葉県に提出しなければならない。

## 14. 留意事項

- (1) 各私立高等学校等は、本制度の円滑な実施を図るため、様々な機会を捉え、本制度の趣旨・目的、期待される効果、内容について生徒・保護者に十分な周知等を行うこと。
- (4) 本事務処理要領に定まるもののほか、事務の実施にあたっては就学支援金に準じるものとする。
- (2) 学び直し支援金の受給資格認定申請及び収入状況届出にあたっては、各支給対象私立高等学校等の設置者において、情報の紛失、漏洩等が起こらないよう、個人情報の取り扱いには十分留意するとともに、生徒及び保護者のプライバシーに配慮した書類の提出方法について、特段の配慮を行うこと。

- (3) 学び直し支援金の支給を受ける生徒が、千葉県私立高等学校等授業料減免事業補助金、東日本大震災に係る千葉県私立学校授業料等減免事業補助金交付要綱の支給を受ける場合は、これらの補助金の補助対象経費の額から学び直し支援金の支給額は除かれる。

## 第2章 学び直し支援金の支給に係る事務

### 1. 受給資格認定

- (1) 設置者は、千葉県私立高等学校等学び直し支援金受給資格認定申請書（様式第1号）（以下「認定申請書」という。）を生徒に配付し、必要事項を記入のうえ、課税証明書等を添付して提出させる。
- (2) 設置者は、生徒から提出された認定申請書等に基づき、必要に応じて、支給要件・加算要件を確認した上で受給資格認定申請者一覧（様式第2号）を作成し、認定申請書とともに千葉県に提出する。

※本制度では、学び直し支援金の受領に必要な手続きは、生徒等から委任を受けた設置者が行うこととしている。認定申請書に学び直し支援金の支給（交付）に必要な事務手続きを設置者に委任することが記載されており、受給権者である生徒は、認定申請書の提出をもって学び直し支援金の支給（交付）申請等を設置者に委任したこととなる。

- (3) 千葉県は、設置者から提出のあった認定申請書、課税証明書等及び受給資格認定申請者一覧（様式第2号）を受け取り、生徒の受給資格を審査のうえ、受給資格の認定又は不認定を決定し、その結果を設置者を通じて、受給資格認定者である生徒に通知する。（認定通知は様式第6号、不認定通知は様式第7号）
- (4) なお、受給資格の不認定の理由が所得制限に係る要件に該当することのみの場合、設置者は、生徒に対して次回以降の所得要件の確認の際、要件を満たせば受給できる旨を併せて示し、再度認定申請するよう促すこととする。

#### ※不認定通知における記載例

今回の認定申請については所得要件を満たさないため不認定となるが、次回以降の収入状況届出書等の提出時期（次年度以降の道府県民税及び市町村民税所得割額の確認時）において、所得要件を満たすこととなる場合には、学び直し支援金の受給が可能となるため、再度、受給資格認定の申請を行うこと。

- (5) 学び直し支援金の受給資格認定、支給額の決定の際の事務処理においては、以下の点について留意して行うこと。
  - ① 予め、生徒・保護者等に対して次の事項を周知すること（申請書の「記入上の注意」参照。）
    - ア 所得確認の対象となる保護者等は、原則「親権者」であるため、必ず「親権者」の状況を確認の上、申請書を記載すること。
    - イ 仮に、保護者等が誤って特定されたまま申請・支給が行われ、それが明らかとなった場合は、支給を受けた者から、不正利得として受給額が徴収されること。
    - ウ 偽りその他不正の手段により就学支援金を受給した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処されること。
  - ② 生徒・保護者等による申請書・届出書の記載を信用し、個別の確認、申立書、証明書、施設の入所証明書の提出等は原則求めない。例外的に、生徒の状況が申請書の記載内容と異なることが明らかである場合（例：学校が他の手続において生徒の家庭状況を把握しており、申請書の記載事項と異なることが明らかである場合など）は、学校・都道府県から生徒側に確認を行い、適正な記載に修正させること。

(留意事項)

ア 認定申請を行う者は「生徒」である。したがって、認定申請書は生徒本人が記入すれば足り、申請に当たって保護者の同意は必要ない。なお、心身の障がい等により生徒本人が記入することが困難な場合などは、親権者等の法定代理人が記入して差し支えない。

イ 受給資格は、一度認定を受ければ在学中継続して有効であり、年度毎に改めて認定を受ける必要はない。ただし、所得制限により受給資格が消滅した者が再度支給を受けようとするときや転学などの場合には再度認定を受ける必要がある。

提出のあった記入事項に不備・誤記がある場合は、生徒・保護者等に確認の上、学校・職員が代わって申請書等に記入・訂正するなどの対応も可能である。その際、代わって記入・訂正したことが明らかになるようにし、記入した日時、記入者、確認方法等について記録を残しておくことが望ましい（申請書の余白に記入、メモを添付するなど）。

ウ 認定申請は当該私立高等学校等に在学中に限り可能である（私立高等学校等に在学していない者が将来私立高等学校等に入学することを前提として申請することは不可能）。

エ 日本国内に住所を有していれば、外国籍の者であっても対象となる。

オ 海外からの留学生についても対象となる（ただし、いわゆる国費留学生や交換留学生等で、授業料の支払いが免除されている者には学び直し支援金は支給されない）。

カ 私立高等学校等に在籍しながら海外に留学している者や海外から私立高等学校等（広域通信制高校等）の授業を受けている者についても、住民票を元の住所に維持するなど、日本国内に住所を有していると認められる場合には支給対象となる。

ただし、住民票により日本国内に住所を有していることの確認が困難な者については、日本国内に本籍地を有していることが確認できれば、支給対象として差し支えない。

キ いわゆる交換留学生協定などにに基づき、授業料を留学先の現地校ではなく在籍する私立高等学校等に支払っており、また、留学先の現地校での学習が卒業に必要な単位に換算されるような場合においては、学び直し支援金を支給して差し支えない。

ク 過去に学び直し支援金（千葉県制度のほか他都道府県の学び直し支援金を含む）を受給したことがある生徒には、「受給資格消滅通知」又は「支給実績証明書」などを添付させ、これにより過去の支給実績を確認の上、支給期間を決定すること。

ケ 法第3条第2項第1号により、高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業し又は修了した者については、卒業した学校の国公立の別を問わず学び直し支援金を受給することはできない。

コ 学び直し支援金の24月の支給期間については、学び直し支援金の支給停止期間を除き、学び直し支援金の受給の有無を問わず、就学支援金の受給期間が終了した月の翌月から通算対象とする。ただし、単位数の合計が74を超える者（就学支援金の支給上限単位数を超えた者）については、この要件を適用しない。

※24月の支給期間として通算の対象となる期間

- a 当該私立高等学校等において学び直し支援金を受給（0円支給を含む）していた期間
- b 過去に他の高等学校等において学び直し支援金（千葉県制度のほか他都道府県の学び直し支援金を含む）を受給していた期間
- c 学び直し支援金の受給要件を満たしているが、本人の意思により学び直し支援金の受給資格認定申請をしていなかった期間
- d 所得制限に係る要件に該当することにより学び直し支援金が支給されない期間（生徒が、所得制限に係る要件に該当することを見越して認定申請を行わない場合も含む。この場合、認定申請を行っていない時期に休学していたことを確認することができれば、当該休学期間を除外しても差し支えない）。
- e 学び直し支援金の支払の一時差し止めを受けていた期間（ただし、当該一時差し止め期間中に、支給停止の申出を行った場合には当該支給停止期間については、24月として通算する期間から除くものとする。）

- サ 授業料が全額免除されたことにより授業料支払債務が発生していない生徒（いわゆる「特待生」）には支給されない。授業料が一部のみ免除され授業料の支払債務がある生徒はその債務額を限度として支給される。
- シ 生徒自身の意思で認定申請を行わない場合は、当該生徒は学び直し支援金を受給することができない。（設置者は通常の授業料を生徒から徴収することになる。）
- ス 専攻科及び別科の生徒や聴講生、科目履修生は支給対象とならない。
- セ 受給資格認定において年齢は問わない。
- ソ 生徒が、やむを得ない理由により、受給資格認定申請をすることができなかった場合において、やむを得ない理由（※）がやんだ後十五日以内にその申請をしたとき（当該申請が支給対象私立高等学校等の設置者に到達したときをいう。）は、やむを得ない理由により当該認定の申請をすることができなくなった日を申請日とみなす。

※「やむを得ない理由」としては、災害への被災や長期にわたる病欠、保護者等の仕事の都合（長期にわたる海外出張等の真にやむを得ない場合に限る。）、ドメスティックバイオレンス（DV）や養育放棄等の家庭の事情により期限までに課税証明書等の取得・提出ができないなど、本人の責めに帰さない場合が考えられる。認定申請をすることができなかった場合の「やむを得ない理由」の判断は千葉県が行う。

タ 学び直し支援金の支給は、原則として、認定申請書が代理受給者である設置者に到達した日が属する月の分から支給される。（例えば、5月から学び直し支援金の受給資格を有した生徒が6月になって認定申請書を学校に提出した場合、「やむを得ない理由により、受給資格認定申請をすることができなかった場合」に当たると認められない限り、5月分は支給されない。）

なお、保護者等の課税証明書等の取得・提出が遅れ、申請書等の提出期限に間に合わない場合には、申請書等のみ先に提出させ、課税証明書等は後に補填することにより対応する（申請日は申請書等の提出日とする）など、可能な限り柔軟に受付を行うこと。

チ 学び直し支援金は、受給資格認定者である生徒がその初日において支給対象私立高等学校等に在学する月について支給されるものである。

※過去に他の高等学校等において学び直し支援金（千葉県制度のほか他都道府県の学び直し支援金を含む）を受給していた生徒が当該学校を退学し、新たに別の私立高等学校等に再入学した場合、入学は学校長が許可するものであり、入学日は学校長が許可した日となるが、通常、学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わることから、4月分の支給に関しては、特段の定めがない場合は、入学式の日にかかわらず入学日は4月1日として取り扱って差し支えない。

## 2. 所得制限基準、加算支給基準に該当することの判定

- (1) 設置者は、収入状況届出書を生徒に配付し、千葉県が別に定める日までに、「保護者等の収入の状況に関する事項」に係る届出書（様式第1号）に課税証明書等を添付して提出させる。
- (2) 設置者は、生徒から収入状況届出書等が提出されたときは、必要に応じて、当該届出書等に基づき支給要件・加算要件を確認した上で、収入状況届出者一覧（様式第3号）を作成し、千葉県に提出する。
- (3) 千葉県は、設置者から提出のあった受給資格認定申請書等及び受給資格認定申請者一覧（様式第1号、様式第2号）、又は収入状況届出書等及び収入状況届出者一覧（様式第1号、様式第3号）に基づき、所得制限基準に該当すること及び支給額（加算額を含む）について判定する。

(4) 設置者は、受給資格認定者である生徒（学び直し支援金の支給が停止されている者を除く。）の保護者等について変動等の事由が生じた場合は、速やかに収入状況届出書等の提出を求め、生徒から提出があった場合は、当該収入状況届出書等を県に提出する。（ただし、再婚・離婚の場合などにおいて、既に課税証明書等を提出している親権者については、改めて添付する必要はない。）

(5) その他、所得制限基準、加算支給基準に該当することの判定に係る留意事項は下記のとおり。

ア 4～6月分の支給にあたっては、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの。以下同じ。）の提出、7月～翌年6月については、当該年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの。以下同じ。）の提出が必要となる。

(例) 第1学年時の4月に就学支援金の受給期間期間が終了し、翌5月から学び直し支援金を受給する場合

課税証明書等の保護者の所得を証明する書類は通常毎年6月中に発行されるため、学び直し支援金の支給を希望する生徒は、第1学年時の4月に前年度の課税証明書等を提出し、7月～翌年6月の支給については、千葉県が別に定める提出期限までに当該年度の課税証明書等を添付した収入状況届出書を提出する必要がある。

その後は、第2学年時及び第3学年時の千葉県が別に定める提出期限までに、当該年度の課税証明書等を添付した収入状況届出書を提出する。

イ 保護者等の所得を証明する書類は、道府県民税及び市町村民税所得割額が確認できる書類とする。道府県民税及び市町村民税所得割額が確認できる書類には課税証明書のほか下記のものがある。

a 給与所得者で勤務先以外からの収入がない場合は、毎年5～6月に勤務先から配付される道府県民税及び市町村民税の特別徴収額の決定・変更通知書

b 自営業などの場合は、毎年6月に発行される道府県民税及び市町村民税の納税通知書

所得確認は、原則、所得の有無にかかわらず保護者等全員についての課税証明書等に基づき行う。

なお、保護者の一方が控除対象配偶者の場合は、そのほとんどが、収入が100万円以下となるため、地方税法の規定により道府県民税及び市町村民税所得割は非課税となるが、収入が100万円を超える場合は、道府県民税及び市町村民税所得割が課されることとなる。ただし、配偶者控除の対象となる場合は、道府県民税及び市町村民税所得割が課されたとしても、最大で5,000円程度であることから、所得制限の要件や加算支給区分に影響がないことが明らかな場合は、必ずしも、課税証明書の提出を求める必要はない。

ウ 保護者等が国外に在住する場合（在住していた場合）においては、次のとおりとする。

a 所得制限基準に該当することの判定の際、保護者等の全員又は一部が道府県民税及び市町村民税の賦課期日（1月1日）に日本国内に在住しておらず、道府県民税及び市町村民税所得割額が確認できない場合（親の海外赴任、海外からの留学生など）

→ 日本国内に在住している保護者等のみの道府県民税及び市町村民税所得割額により判定（日本国外に在住する保護者等の所得については確認しない。）

→ 日本国内に在住している保護者等がないときは、通常の支給限度額を支給。

b 加算支給基準に該当することの判定においては、保護者等の全員が道府県民税及び市町村民税の賦課期日に日本国内に在住することが必要（保護者等の一部でも道府県民税及び市町村民税の賦課期日に日本国内に在住していない（道府県民税及び市町村民税所得割額が確認できない）場合は、加算支給は認められない。）

エ 1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている世帯の生徒の場合は、翌年度

の道府県民税及び市町村民税所得割が非課税となることから、保護者の所得を証明する書類として、生活保護受給証明書（学び直し支援金が支給される月の属する年（1～6月分についてはその前年）の1月1日時点で生活扶助を受けていることが確認できるものに限る。）を提出することにより、2.5倍加算の対象となる。

オ 税額を判断する基準となる保護者は、生徒の親権を行う者であり、実質的な監護関係では判断しない。ただし、親権者が、キの場合など、生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者である場合には、本制度の適用においては、その者は保護者には含まれない。

なお、保護者が未成年後見人の場合であって、その未成年後見人が生徒の扶養義務（民法に定めるものをいう）を負わない者であるときは、生徒の「就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者」に該当すると考えることができる。

カ 生徒に保護者がいない場合は、加算の基準となる税額は、生徒本人又は生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にはその者の税額となる。

なお、成人には親権者がいないため、成年に達した生徒の場合には「受給資格認定者に保護者がいない場合」と同様（未成年者であっても婚姻した場合は成年に達したものとして取り扱う。）に取り扱う。

生計を維持している者とは、健康保険法等で扶養者と被扶養者の関係を定めるに当たって用いられている概念と同等のものであり、例えば健康保険証より確認することが考えられる。

キ ドメスチックバイオレンス（DV）や養育放棄、児童虐待のため接触することにより危害が及ぶことが考えられる場合や失踪により接触することができない場合など、家庭の事情によりやむを得ず、親権者のうち一方又は双方の証明書類が提出できない場合には、もう一方の保護者又は本人の所得のみにより判断することができる。

例えば、次のケースも上記の場合に該当する。

- ・離婚協議中で別居中であり、親権者の一方に課税証明書等の提出を求めたが応じてもらえない場合。
- ・自らが経営する会社の倒産などにより親権者が住民税の申告を行わない場合であって、生徒本人が税の申告・課税証明書等の取得を求めたが応じてもらえない場合。

ク 保護者が両親でない者の場合には、当該保護者の所得割額をもって判断する。ただし、以下の者が保護者である場合、生徒本人又は生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にはその者の税額により判断する。

- a 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- b 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- c 法人である未成年後見人
- d 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人

ケ 生徒が里親に養育されている場合や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）において養育を受ける場合には、生徒本人の税額により判断する。

ただし、親権者（生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者を除く）がいる場合又は里親が未成年後見人（扶養義務のある者に限る）に選任されている場合は、当該親権者又は里親の税額により判断する。

コ 道府県民税及び市町村民税所得割額を確認すべき者が生徒本人であり（未成年である者に限る。）、道府県民税及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合は、生徒からの申し立てにより課税証明書等の添付を要しないこととすることができる。

サ 生徒本人や保護者以外の家族に所得がある場合であっても、本人や保護者以外の家族の所得は合算しない。

シ 学び直し支援金の支給を決定するのは千葉県であるが、設置者においても、保護者の所得を証明する書類の実質的な確認作業を行うものとする。

ス 所得要件の確認を行う保護者等は、学び直し支援金が支給される当該月ごとの保護者等であるため、年度途中で婚姻もしくはその解消、受給権者が成年に達した等により保護者等に変更がある場合には、速やかに課税証明書等を添付した収入状況届出書を、県に提出する必要がある。ただし、再婚・離婚の場合など、既に課税証明書等を提出している親権者については、添付する必要はない。

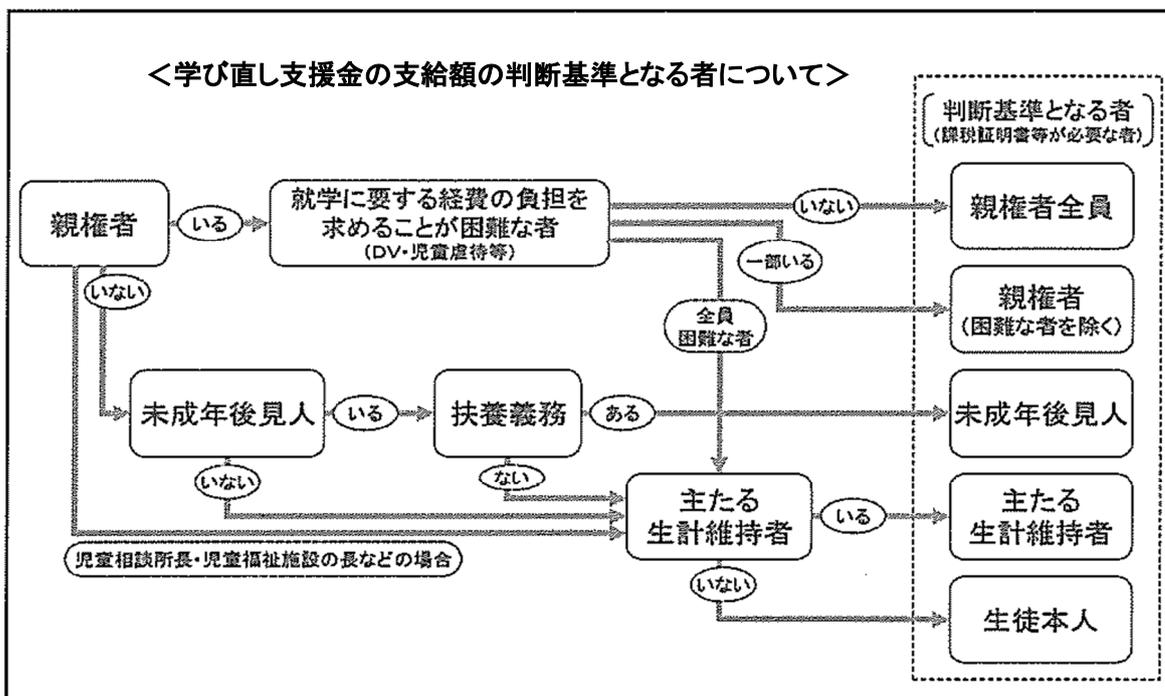
この場合において、保護者等の変更により、所得制限基準に該当し、支給されなくなるとき又は支給額が減額されるときは、保護者の変更の事由が生じた日の属する月の翌月分から（当該事由の生じた日が月の初日である場合は当該月分から）支給額が変更される。

一方、保護者等の変更により、支給額が増額されるときは、収入状況届出書等の提出があった日の属する月の翌月分から（提出があった日が月の初日である場合は当該月分から）支給額が変更される。なお、保護者（親権者）が再婚した場合であっても、再婚相手が生徒と養子縁組等を行わないことにより、生徒の親権者とならない場合は、当該者は、学び直し支援金制度における保護者には該当しない。

また、保護者等の変更により所得制限基準を満たし、新たに受給資格要件を満たすこととなる生徒は、認定申請が可能となる（ただし、月の初日において保護者等の所得が所得制限基準を下回ることが必要。）。

なお、保護者等に変更が生じたにもかかわらず、所得制限基準以上であることが明らかであるため、課税証明書等の提出を拒否するなど、学び直し支援金支給の適正な執行に支障が生じるおそれがあると千葉県が判断した場合は、設置者は、収入状況届出書等に代えて、例えば、受給権放棄の申出書等を提出させることにより、受給資格を消滅させて差し支えない。

セ 課税証明書等は原本を提出することを原則とするが、例えば、就学支援金を受給していた時期と同じ課税証明書等で学び直し支援金の所得制限基準や加算基準を判定する場合には、当該課税証明書等の写しの提出で差し支えない。



- ソ 税の更正又は決定があり、課税額に変更が生じた場合は、速やかに変更後の課税証明書等を千葉県に提出する必要がある。この場合の取扱いは、以下のとおりとする。
- a 支給を受けていた生徒について、所得税法に係る更正又は決定により、所得割額が所得制限若しくはそれぞれの加算区分の基準額を超える又は道府県民税及び市町村民税所得割を課されるに至った場合は、当該更正又は決定の原因が生徒・保護者の側にあるか否かにかかわらず、要件に該当していなかった月分の支給額又は加算支給額を全額返還する必要がある。
  - b 所得制限基準に該当していた者や加算支給を受けていなかった者について、生徒・保護者等の責によらない原因により所得税に係る更正があったことにより、支給額が増額する要件を満たすこととなった場合（所得制限基準に該当していた者（所得制限基準に該当することを見越して認定申請をしなかった者を含む。）→基準額未満、通常の支給限度額の受給者→1.5倍加算、2倍加算の受給者→2.5倍加算など）は、やむを得ない理由がやんだ後（更正通知書を受け取った日の翌日から原則15日以内に）、認定申請・収入状況届出を行った場合には、更正後の道府県民税及び市町村民税所得割額によって要件を満たしていた月分の支給又は加算支給を行う。
  - c a・bの取扱いについては、生徒が既に私立高等学校等を卒業した場合においても同様とし、支給に係る手続は、卒業した私立高等学校等を経由して行うことを基本とする。
- タ 生徒の保護者等が税の申告を行っていないため道府県民税及び市町村民税所得割額が確認できない場合は、認定申請及び収入状況届出の要件を満たしておらず、学び直し支援金は支給されない。この場合、当該生徒については、県に事前相談の上、県の定める提出期限を延長し、保護者等が申告を行った後に課税証明書等を提出させることは可能とする。（上記コの道府県民税及び市町村民税所得割額を確認すべき者が未成年の生徒本人である場合は除く。）
- なお、保護者等が申告を行わないことが養育放棄に該当すると判断されるときは、親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合に該当するかどうかを、改めて確認すること。

### 3. 収入状況の届出、支払の一時差止め

- (1) 千葉県が別に定める提出期限までに、受給資格認定者である生徒から提出があった課税証明書等を添付した収入状況届出書にもとづき、所得制限基準に該当すること及び支給額について判定する。

具体的には、設置者から提出された収入状況届出書等及び収入状況届出者一覧（様式第1号、様式第3号）に基づき判定を行い、設置者に収入状況審査結果通知を送付する。

- i) 収入状況届出書等が期限内に提出された場合
  - a 保護者等の道府県民税及び市町村民税所得割額が所得制限基準額未満の場合
    - 継続支給（支給又は変更支給決定（予定）通知（7月～翌年3月分）を发出）
      - ※通知の翌月以降の額は予定額や参考として示す。
    - b 保護者等の道府県民税及び市町村民税所得割額が所得制限基準額以上の場合
      - 受給資格消滅通知を发出（※）
        - ※翌年7月より支給を受ける場合は、翌年7月に再度認定申請が必要。
  - ii) 収入状況届出書等が期限内に提出されなかった場合
    - 支払一時差止め通知（7月～翌年6月分）の发出
      - ※受給権者の地位は維持される。また、事後に「正当な理由（＝やむを得ない理由）」が認められた場合は、7月分から遡及して支給する。
      - ※翌年7月に収入状況届出を行わない場合も、引き続き、受給権者の地位は維持され

る。

- (2) 受給資格の認定を受けた生徒（支給停止されている者を除く。）は、保護者等について変更があったときは、収入状況届出書等を、設置者を通じて、速やかに千葉県に提出する。ただし、再婚・離婚の場合など、既に課税証明書等を提出している親権者については、添付する必要はない。この場合において、支給額が変更される際の取扱いについては、Ⅱ 2 ⑤スを参照。

支払の一時差止め期間中に、保護者等の変更があった場合も同様（離婚などにより、所得制限基準を満たすことになる場合は、変更後の保護者等の課税証明書等を添付した収入状況届出書を提出した月の翌月分から支給が再開される。）。

- (3) 提出のあった収入状況届出書等の確認を行った上で、県は、(1) i) a・b の例により、設置者を通じて当該届出を行った者に対して通知を行う。

(留意事項)

- ア 「正当な理由」とは、受給資格認定時における「やむを得ない理由」と同じく、災害への被災や長期にわたる病欠又は保護者等の仕事の都合（長期にわたる海外出張等の真にやむを得ない場合に限る。）で期限までに課税証明書等の取得・提出ができない場合など、本人の責めに帰さない場合が考えられる。
- イ 保護者等の課税証明書等の取得・提出が遅れ、収入状況届出書の締め切りに間に合わない場合には、前記 1. (5) 留意事項タのとおり取り扱うようにすること。
- ウ 支払の一時差止め期間は 7 月～翌年 6 月を基本とし、一時差止めを受けている者が、翌年 7 月に収入状況届出書等の提出を行わなかった場合は、さらに 1 年間、支払を一時差し止める。
- エ 一時差止めを受けている者が休学する場合は、支給停止の申出を行わなければ、2 4 月の支給期間の通算から休学期間を除くことはできない。
- オ 休学により支給停止されている場合（一時差止めを受けている者が支給停止されている場合を含む。）は、生徒が支給再開の申出を行う際に、千葉県私立高等学校等学び直し支援金支給再開申出書（様式第 1 7 号）に収入状況届出書等を添付する。
- カ 一時差止めを受けている者（休学に伴い支給停止されている者を含む。）から提出のあった収入状況届出書等が、所得制限基準額以上であった場合は、7 月（当該届出が 4～6 月であった場合は前年 7 月）に遡り受給資格が消滅する。

#### 4. 受給資格消滅の通知、支給実績証明書

- (1) 退学、除籍及び転学等に伴う受給資格の消滅

設置者は、退学、除籍、転学、卒業、修了及び私立高等学校等に在学した期間が通算して 24 月を超えたなどの理由により受給資格の認定を受けている生徒の受給資格が消滅した場合は、受給資格消滅者一覧（様式第 8 号）を作成し千葉県に提出する。千葉県は、設置者から提出された受給資格消滅者一覧（様式第 8 号）に基づき、受給資格の認定を受けている生徒の受給資格の消滅を確定し、設置者を通じて通知する（生徒が死亡したことによる受給資格消滅の場合は、必ずしも、生徒・保護者等へ通知を送付する必要はない。）。

この受給資格消滅通知は、生徒が転学や再入学、海外留学からの帰国等により他の高等学校等に在籍することとなった際に、学び直し支援金を再び受給するに当たっての残受給期間を確認するために必要となる。当該受給資格消滅通知を紛失した生徒は、学び直し支援金を受給することができなくなってしまうおそれがあるため、県は受給資格消滅通知を紛失等した生徒からの申請（様式第 1 9 号）にもとづき、支給実績証明書（様式第 2 0 号）を発行する。

- (2) 所得制限による受給資格の消滅

千葉県は、設置者から提出された収入状況届出書及び収入状況届出者一覧に基づき判定を行った結果、受給資格の認定者を受けた生徒が所得制限基準を超えることとなった場合は、

設置者に対して収入状況審査結果を通知するとともに、所得制限基準を超えたことによる受給資格消滅について、設置者を通じて生徒に通知する。

### (3) 転学に伴う学び直し支援金の取扱い

受給資格の認定を受けた生徒（一時差止め中の者を含む。）が、支給対象となっている私立高等学校等から千葉県制度の対象となる私立高等学校等に転学した場合の学び直し支援金の支給事務において留意すべき事項は以下のとおり（いずれも、所得制限に該当する期間は支給されない。）。

なお、千葉県制度の対象となる私立高等学校等から他の都道府県の学び直し支援金制度の対象となる学校に転学した場合には、当該都道府県の制度（事務取扱い）や指導に従うこと。

### (4) 退学・除籍に伴う学び直し支援金の取扱い

学校が、遡って生徒を退学や除籍とし且つ学費を返還しないために授業料債権が消滅しない場合、退学・除籍を通知した日までの間の学び直し支援金を支給することができる。

#### (留意事項)

ア 転学した場合は、改めて設置者を通じて認定申請を県に対して行う必要がある。その際、認定申請書にこれまでの高等学校等における在学状況を記載させるとともに、転学元の学校において生徒に発行した受給資格消滅通知書又は県が生徒に発行した支給実績証明書を添付することとする。（同一学校内において課程を変更する場合にも、改めて認定申請書を提出することが必要。）

イ 転学した場合は、編入学・再入学を問わず、学び直し支援金の支給期間の上限である24月からそれまでの学び直し支援金に係る通算在学期間（支給停止期間を除く。）を除いた月数について学び直し支援金が支給される。（24月の支給期間として通算の対象となる期間の考え方はP.8のとおり）

## 5. 休学に伴う支給停止、再開

受給資格の認定を受けた生徒（一時差止め中の者を含む。）が休学する場合、設置者を通じて県に対して学び直し支援金の支給停止を申し出ることができる。支給停止を希望する生徒は、千葉県私立高等学校等学び直し支援金の支給停止申出書（様式第15号）を設置者を通じて県に提出する。

支給停止申出書を受領した県は、支給停止を決定し、当該申出をした生徒に設置者を通じて支給停止通知を発出する。

休学を終えて学び直し支援金の支給再開を希望する生徒は、設置者を通じて県に対して支給再開を申し出る必要がある。支給再開を希望する生徒は、千葉県私立高等学校等学び直し支援金の支給再開申出書（様式第17号）に収入状況届出書等を添付して設置者を通じて県に提出する。ただし、既に保護者等の課税証明書等を提出している場合には、支給再開申出書のみの提出でよい。

支給再開申出書及び収入状況届出書を受領した千葉県は、支給の可否及び支給額について判定し、当該生徒に設置者を通じて支給再開通知（所得要件を満たし支給を再開する場合）又は受給資格消滅通知（所得制限に係る要件に該当することにより支給しない場合）を発出する。

#### (留意事項)

ア 支給停止・再開申出書の提出があった日の属する月の翌月分から支給停止・再開する（ただし、支給停止・再開申出書の提出があった日が月の初日である場合には、当該月分から支給停止・再開する。）。

イ 生徒が入学と同時に休学するなど、認定申請書と同時に支給停止申出書を提出した場合は、学び直し支援金は認定申請書の提出があった日の属する月分から支給されるため、支給停止申出書の提出が月の初日でなくとも、当該月分から学び直し支援金の支給を停止する。

ウ 復学日の属する月までに支給再開申出書の提出がない場合は、その翌月分から（復学日が月の初日である場合は当該月分から）、支払の一時差止めを行うこととなる。ただし、復学日が月の末日であるなど、復学後その属する月内に支給再開申出書を提出することが困難と認められる場合は、復学日の属する月に当該申出書の提出があったものとして取り扱って差し支えない。

エ 学び直し支援金の支払の一時差止めを受けている者が、休学に伴う支給停止を希望する際は、支給停止の申出が必要となる。なお、所得制限基準に係る要件に該当する理由により受給資格を有していない者が休学した場合は、当該休学期間は受給資格認定者の地位を有していないため、自動的に24月の受給期間の通算から除かれる。

オ 復学前であっても、休学期間中に授業料が生じていれば、支給再開申出書等の提出があった日の属する月の翌月分から（月の初日の場合は当該月分から）、学び直し支援金の支給を受けることができる。

カ 復学後に支給再開申出書が提出されても、収入状況届出書及び課税証明書等が提出されない場合は、支給再開申出書の提出のあった日の属する月の翌月分から（月の初日の場合は当該月分から）、支払の一時差止めを行うこととなる。

なお、支給停止されている者が、復学時に所得制限基準を超えることを理由に収入状況届出書及び課税証明書等の提出を拒否する場合は、受給資格の放棄の手続を取ることで、受給資格を消滅させることができる。

## 6. 学び直し支援金の交付決定及び変更交付決定

### (1) 学び直し支援金の交付決定

学び直し支援金の交付を受けようとする設置者は、千葉県が別に定める日までに、千葉県私立高等学校等学び直し支援金交付申請書（交付要綱第1号様式）を、千葉県に対し、提出するものとする。

千葉県は、設置者から交付申請書の提出があったときは、当該申請の内容を審査し、学び直し支援金を交付すべきものと認めたときは交付を決定し、その内容及びこれに付した条件を設置者に通知するものとする。

設置者は、当該通知を受領後、個人の交付決定の内容を生徒に通知するものとする。

### (2) 学び直し支援金の変更交付決定

設置者は、学び直し支援金の交付決定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ千葉県私立高等学校等学び直し支援金変更交付申請書（交付要綱第2号様式）を千葉県に提出し、その承認を得なければならない。

千葉県は、設置者から変更交付申請書の提出があった場合は、速やかに当該申請を審査し、変更の承認又は不承認の決定をするものとする。（千葉県は、当該変更の承認をする場合において、必要に応じて、内容を変更し、条件を付すことができるものとする。）

千葉県は、学び直し支援金の変更の承認又は不承認の決定をしたときは、その内容及びこれに付した条件を設置者に通知するものとする。

## 7. 学び直し支援金の実績報告、学び直し支援金の額の確定

設置者は、学び直し支援金の交付を受けた年度の終了日から起算して10日を経過した日までに、千葉県私立高等学校等学び直し支援金実績報告書（交付要綱第3号様式）を千葉県に提出しなければならない。

千葉県は、設置者から実績報告書の提出を受けたときは、その報告内容が学び直し支援金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき学び直し支援金の額を確定し、当該設置者に通知するものとする。

## 8. 学び直し支援金の支給(代理受領、授業料との相殺)

学び直し支援金の支払いを受けようとする設置者は、「千葉県私立高等学校学び直し支援金支払請求書(交付要綱第4号様式)」を県に提出しなければならない。

なお、学び直し支援金の概算払いを受けようとする設置者は、「千葉県私立高等学校学び直し支援金概算払請求書(交付要綱第5号様式)」を県に提出しなければならない。

設置者は、学び直し支援金を受給資格の認定者を受けている生徒に代わって県から代理受領し、受給資格認定者である生徒の授業料債権への弁済に充てるものとする。

学び直し支援金の代理受領と授業料債権の弁済において留意すべき事項は以下のとおり。

### (留意事項)

- ア 施設整備費など授業料以外の納付金については学び直し支援金の支給対象としない。
- イ 年度途中に学び直し支援金の受給資格認定を申請した場合、申請をした月(月の初日に在学していない場合は翌月)から支給する。また、やむを得ない理由により受給資格認定申請をすることができなかった場合に当たると認められる場合を除いて、学び直し支援金は遡って支給することはできない。
- ウ 同じ学び直し支援金の受給期間であっても、当該年度の学び直し支援金をもって前年度の授業料債権の弁済に充てることはできない。(例えば4月に支給された学び直し支援金を3月の授業料の弁済に充てる等)
- エ 月の途中で生徒が転学した場合は、その月の初日に在籍していた私立高等学校等の設置者が学び直し支援金を代理受領する。
- オ 設置者において学び直し支援金を代理受領した際に、すでに生徒又は保護者が授業料を納入しているため授業料債権が存在しなくなっている場合には、設置者は、当然に受給資格認定者である生徒に学び直し支援金を引き渡す義務を負う。
- カ 代理受領した学び直し支援金は、「授業料」として会計処理を行う。なお、学び直し支援金を県から受け入れた場合は、一旦「預り金」として受け入れ、授業料の納付期限が到来したときに「預り金」で受け入れた学び直し支援金のうち確定した学び直し支援金に相当する額を、「授業料」に振り替えることが妥当である。
- キ 設置者が預り金として学び直し支援金を受け入れている間は、他の資金と明確に区別し、透明性のある会計処理を行う必要がある。また、この間、学び直し支援金の受け入れにより利息収入が生じないように、学び直し支援金のみ当座預金口座等により管理を行うことが望ましい(なお、やむを得ない事情により当座預金口座等による管理が行えない場合は、当該利息収入を学校の教育活動に係る経費等に充当することは可能)。